

南窓舎密会会則

(名称)

第1条 この会は、南窓舎密会(NANSOU SEEMI KAI)と称する。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の親睦と連絡を保ち、鹿児島大学工学部（以下、工学部という）化学生命工学科および環境化学プロセス工学科の隆盛をはかり社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、次の事業を行う。

1. 会員名簿および会誌を発行すること。その発行は工学部同窓会本部の事業と一体化して行う。
2. 親睦をはかるための会合を催すこと。
3. 学術講演会を開催すること。
4. その他この会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(組織)

第4条 この会は、次の会員で組織する。

1. 正会員：

- 1) 鹿児島県立工業専門学校化学工業科、鹿児島県立大学工学部応用化学科、工学部応用化学科、工学部化学工学科、工学部応用化学工学科、工学部生体工学科（生体機能材料コース）、工学部化学生命工学科、工学部環境化学プロセス工学科の卒業生、同専攻科、同大学院の修了生、応用化学工学科関連教員（含む、併任教員）の研究室の大学院修了生、および旧教職員（含む、応用化学工学科関連併任教員）。
- 2) 工学部化学生命工学科および環境化学プロセス工学科の現教職員。
- 3) その他本部幹事会で承認した者。

2. 学生会員：工学部化学生命工学科、環境化学プロセス工学科の学部生および同大学院生。

3. 名誉会員：本会に特別に功労のあった者とし、総会で推薦された者。

第5条 この会の本部は、工学部化学生命工学教室内に置く。

第6条 この会の会員が10名以上在住する地方では、支部を設置することができる。

2. 支部には、支部長1名および幹事等若干名を置き、これを本部に報告するものとする。
3. 支部は、この会則の主旨にそって運営し、その状況を適宜本部に報告する。

(役員)

第7条 この会に次の役員を置く。

1. 会長
2. 副会長

3. 支部長
4. 本部幹事および支部幹事等
5. 監事

第 8 条 役員の任期は原則 3 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 9 条 会長は、正会員の中から選出する。

2. 本部幹事会は会長候補者を総会に推薦する。候補者の選出に当たっては、本部幹事会は支部長の意見を聞くものとする。
3. 会長は副会長 1 名を指名するものとする。
4. 監事 2 名は本部幹事会において推薦され、総会の承認を得るものとする。

第 10 条 本部に会長、副会長および本部幹事で構成する本部幹事会を置く。

2. 本部に代表幹事、庶務幹事、会計幹事、編集幹事を置く。代表幹事は、幹事会を代表し会務をまとめる。

(運営)

第 11 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代行する。

第 12 条 監事は会務全般を監査する。

第 13 条 本部幹事会および支部長（代理者を含む）は、総会での審議事項を提案することができる。

2. 本部幹事会は、総会に提案する事項を整理する。
3. 本部幹事会は総会の決定に基づき、会務の処理に当たる。

第 14 条 この会は、毎年一回総会を開き、会務を審議・決定する。

(会計)

第 15 条 この会の本部経費は、会費および寄付金をもって支弁する。

(会費)

第 16 条 この会の会費は、工学部同窓会会則によるものとする。

第 17 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(表彰)

第 18 条 この会に大きな貢献を行った者を表彰する。

2. 表彰は、南窓舎密会表彰規程に基づき行う。

(会則の変更)

第 19 条 この会の会則の変更は、役員全員に諮り、回答の得られた数の 2/3 以上の賛成を得た提案を、総会に諮り審議した後決定される。

附則 この会則は、平成 5 年 5 月 8 日より施行する。

附則 この会則は、平成 14 年 5 月 11 日より施行する。

附則 この会則は、平成 22 年 5 月 8 日より施行する。

附則 この会則は、平成 24 年 10 月 20 日より施行する。

附則 この会則は、平成 27 年 10 月 17 日より施行する。

南窓舎密会表彰規程

第 1 条 南窓舎密会（以下、本会という）の会員の中で、同窓会に大きな貢献を行った者を表彰する。

第 2 条 次の各号の一つに該当する者を表彰資格者として推薦できる。

- 1) 本会、舎密会及び南窓会の会長を務めた者及び支部長を 10 年以上務めた者で本会の充実発展に寄与し、その功績が顕著な者
- 2) 教職員として本会の充実発展に寄与し、その功績が顕著な者
- 3) 社会あるいは企業において、本会および母体の学科等の名を高めた者
- 4) その他、上記各号と同等な貢献があった者

第 3 条 表彰は、賞状及び記念品を贈呈して行う。

第 4 条 表彰は次の方法で決定する。

- (1) 表彰資格者の推薦は本会会員によるものとし、推薦者は会長宛てに推薦書（A4 用紙 1 枚程度とし、様式は任意）を総会開催の 6 月前までに提出する。
- (2) 選考は会長が役員の中から指名した 5 名の委員による表彰選考委員会で行う。選考委員長は委員の互選で決める。
- (3) 選考委員会は、表彰資格者の中から適当と認められる者を表彰候補者として会長に文書にて報告する。
- (4) 会長は表彰候補者について、選考委員会からの報告書を付して総会に諮り表彰者を決定する。
- (5) 表彰が決定された者に対する表彰式は可能な限り速やかに行う。

附則 本規程は平成 22 年 5 月 8 日より施行する。